

## 所得税法第56条って？ .....→ 戦前の「家」制度のなごり

中小自営業や農業は家族の労働で支えられていますが、家族への給与は経費として認められません。明治20(1887)年に導入され、その後の改正でも維持されてきた所得税法第56条で“事業主の配偶者や親族への給与は必要経費としない”と定められているからです。家族従業者の働き分(自家労賃)は事業主の所得に合算され、配偶者は86万円、親族は50万円が控除されるだけ。「家」制度のなごりが、まだこんなところにあるのです。家族従業者の多くは女性であり、第56条の廃止は、ジェンダー平等、女性の地位向上につながります。

## これは人権問題です .....→ 実際にさまざまな差別が

所得税法第56条は、労働に対する報酬を認めない差別規定で、憲法14条・法の下での平等、24条・両性の平等、27条・労働の権利などに違反しています。実際に、家族従業者は所得証明が得られないため、社会保障は劣悪、保育所申し込みなどでも不利益を受けています。

## 国内外から見直しの声 .....→ 1日もはやく第56条の廃止を

家族従業者への給与を経費と認めるのは世界の流れです。女性差別撤廃委員会は2016年3月「家族経営における女性の労働を評価するための所得税法見直し」を日本政府に勧告しました。第4次男女共同参画基本計画も同じ趣旨で「税制等の在り方を検討する」としています。第56条の廃止を求める意見書は、全国500以上の自治体で採択されています。

人間らしく  
生きたいから  
私の働き分を  
みとめて！



婦団連は多くの個人・団体のご協力をいただき、全国から寄せられた請願署名を毎年国会に提出してきました。女性差別をなくし、ジェンダー平等を実現するために、「ジェンダー4署名」のとりくみをすすめましょう。

2019年12月

日本婦人団体連合会(婦団連) 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-11-9-303

TEL03-3401-6147 FAX03-5474-5585 E-mail:fudanren@cocoa.ocn.ne.jp

## 憲法と女性差別撤廃条約にもとづくジェンダー平等を求めて

## 《ジェンダー4署名》の推進を

婦団連は、憲法と女性差別撤廃条約にもとづくジェンダー平等の実現のための4つの請願署名《ジェンダー4署名》を毎年国会に提出しています。ご協力ください。

署名1 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准

署名2 民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正

署名3 「慰安婦」問題の解決

署名4 家族従業者への給与を認めない所得税法第56条の廃止

## 署名1

## 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を

## 女性差別撤廃条約って？ .....→ 世界の女性の憲法

1979年に国連で採択された、女性の権利全般に関する国際規定で、法的拘束力があり「世界の女性の憲法」ともいわれます。日本は1985年に批准しました。「個人、団体、企業」による「法律上の差別」も「事実上の差別」もなくすことを求めています。さらに、母性保護を目的とする特別措置や、「事実上の平等」促進のための一時的な優遇措置(暫定的特別措置)を認めています。

## 条約を確実に実施するために .....→ 国の報告書を委員会が審議

条約を批准した国は、条約の実施状況を4年に1度国連に報告します。23人の専門家による女性差別撤廃委員会が報告書を審議し、条約実施をすすめるための具体的な勧告をおこないます。このとき各国NGOは、レポート提出、審議の傍聴、ロビー活動ができます。

## 選択議定書って？ .....→ 条約をパワーアップ

条約に新しい制度を追加するもので、締約国は改めて批准する必要があります。女性差別撤廃条約の選択議定書の内容は、人権侵害を受けた個人やグループが委員会に直接申し立てできる“個人通報制度”と、委員会による“調査制度”です。委員会は申し立てを検討して「見解」を発表します。

選択議定書は現在113カ国が批准していますが、日本政府はずっと「検討中」です。批准を求める請願は参議院でこれまで20回も採択されていますが、政府は何もしていません。条約の実効性強化、国際基準による女性の人権保障のため、一日も早い批准が必要です。



### 選択的夫婦別姓って？ .....→同姓も別姓も選べます

夫婦別姓が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられ、仕事にも支障があります。その多くは女性です。法による夫婦同姓の強制（こんな国は日本だけ）は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。

2015年最高裁は夫婦同姓の強制を合憲としましたが、制度のあり方は国民の判断に委ねるべきとしています。政府のすすめる通称使用（旧姓併記）の拡大では根本解決になりません。同姓も別姓も自由に選べる「選択的夫婦別姓制度」を実現すべきです。

### 女性だけ！ 再婚禁止期間 .....→ “100日に短縮”でなく廃止を

最高裁判決を受け、女性の再婚禁止期間は6カ月から100日に短縮されました。再婚禁止期間は、再婚後に生まれた子どもの父親の推定が二重にならないための規定ですが、別居しても離婚手続きに時間がかかる現状では、離婚後300日間も前夫の子と推定することは実態にあいません。この推定規定のために出生届が出せず、無戸籍になる子がたくさんいます。今やDNA鑑定で父親の確定は可能です。夫の子であるという推定は現在の夫にだけ適用するようになれば、再婚禁止期間を廃止しても混乱はおきません。

### まだあるの？ 婚外子差別 .....→ 出生届（戸籍法）など

最高裁の違憲決定を受けて、2013年12月に民法の婚外子相続差別が廃止されました。しかし、戸籍法には出生届に結婚による子どもかどうかの記載を義務付ける規定が残っており、こうした規定も廃止しなければなりません。

#### 国内外のうごき

女性差別撤廃委員会は2016年3月、民法及び戸籍法における差別的規定の廃止を日本政府に勧告しました。国際自由権規約委員会、国連子どもの権利委員会、国連人権理事会も同様の勧告を繰り返しています。

女性差別撤廃委員会は、勧告中最も重要な2項目を選んで2年以内に実施報告を求める「フォローアップ」（追加報告）項目に民法改正（以下①～③）を指定しました。2018年の審査の結果、①「女性の婚姻年齢の18歳への引き上げ」は評価されましたが、②「選択的夫婦別姓制度導入」と③「再婚禁止期間廃止」は再勧告を受けました。

「家族の法制に関する世論調査」（2018年2月内閣府発表）によれば、選択的夫婦別姓制度導入への賛成（42.5%）が反対（29.3%）を大きく上回り、世代別でも、60代まではすべて賛成が反対を上回っています。

第2次夫婦別姓訴訟が、2018年5月に開始されました。別姓での婚姻届が受理されないのは信条による差別で違憲だとし、国に損害賠償を求めています。

### 「慰安婦」問題って？ .....→ 日本軍による女性の人権侵害

「慰安婦」とは、第2次世界大戦中、国内および朝鮮、中国、フィリピン、インドネシアなど日本の占領地で強制的に日本軍兵士の性処理の道具とされた女性のことです。国際社会では「性奴隷」と呼ばれます。「慰安婦」問題は、戦時下に人権を侵害され、今も名誉が回復されていない女性の人権問題として、日本が解決を迫られている問題です。被害者は高齢化し、「生きている間に解決を」という悲痛な訴えは日々切実さを増しています。

### 政府は「解決済み」といいますが .....→ 国際的には「未解決」

政府は、サンフランシスコ平和条約と2国間条約により「慰安婦」問題は「法的に解決済み」と主張しています。しかし「慰安婦」への加害は戦後補償の対象ではなく、被害者が納得できるような公式謝罪もされていません。1993年の「河野官房長官談話」では「軍の関与のもとに多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた」として「お詫びと反省」を表明したのですが、安倍政権は「河野談話」見直し論をきっぱり否定せず、国際社会から批判されています。2015年12月の「日韓合意」で「最終的・不可逆的に解決」といいますが、被害者の意見はまったく聞いていません。女性差別撤廃委員会は、「問題は未解決」として、被害者への救済と被害回復措置を強く勧告しています。

### 被害者の納得できる解決とは .....→ 事実認定、公式謝罪、再発防止

被害女性への重大な人権侵害の事実を認め、「慰安婦制度」の強制性を否定する発言や報道には明確に反駁すること、被害者が納得できる形での公式謝罪、国家賠償などにより、被害者の人権回復を行うこと、再発防止のため、教科書への記述を復活して次世代への正しい歴史教育を行うことが必要です。

#### 国連女性差別撤廃委員会から日本政府への勧告要旨 (2016年3月7日)

- ① 「慰安婦」問題の責任を過小評価し被害者を再び傷つけるような公人の発言をやめさせる
- ② 被害者の救済への権利を認め、損害賠償、満足、公式謝罪、リハビリ措置を提供する
- ③ 「日韓合意」の実施にあたっては、被害者の意見を考慮し、真実・正義・被害回復措置への権利を保障する
- ④ 「慰安婦」問題を教科書に十分にとりいれ、歴史の事実を生徒や社会につたえる

